

# 山口県報

平成27年  
3月27日  
(金曜日)

## 目次

- 規則
  - 山口県農林総合技術センター規則の一部を改正する規則（農林水産政策課）……………一
  - 道路標識の寸法を定める規則の一部を改正する規則（道路整備課）……………二
  - 宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（住宅課）……………三
- 告示
  - 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を  
しななければならない区域の指定（環境政策課）……………三
  - 保安林指定の解除（下松市）（森林整備課）……………三
  - 保安林の指定（森林整備課）……………四
  - 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普  
通損害保険に付すべき義務の消滅（水産振興課）……………四
  - 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査（監理課）……………四
  - 道路の区域の変更（道路整備課）……………二
  - 道路の供用の開始（道路整備課）……………三
  - 山口都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課）……………三
  - 防府都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課）……………四
- 公告
  - 国土調査の成果の認証（政策企画課）……………四
  - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）……………四
  - 港湾施設に係る指定管理者の指定（港湾課）……………五
  - 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………五
- 雑報
  - 争議行為の通知……………五



山口県農林総合技術センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第二十四号

山口県農林総合技術センター規則の一部を改正する規則

山口県農林総合技術センター規則（平成十九年山口県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

別記第一号様式（その二）中

「**採紋**」を「**採紋**」に改め、

種付希望の区分	人工授精・受精卵移植希望しない
	人工授精・受精卵移植希望しない

を削

り、同様式の注4中「**採紋**」欄及び「種付希望の区分」を「及び**採紋**」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

道路標識の寸法を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第二十五号

道路標識の寸法を定める規則の一部を改正する規則

道路標識の寸法を定める規則（平成二十四年山口県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中

	(一〇三―A)
	(一〇三―B)
	(一〇四)

に、

	(一〇三―A)
	(一〇三―B)
	(一〇四)

を

	(一一三―B)
--	---------

を

	(一一三―B)
--	---------

サービス・エリア、道の駅の予告  
(一一六の二―A)

	(一一六の二―A)
--	-----------

	(一一六の二―A)
--	-----------

	(一一六の二―B)
--	-----------

	(一一六の二―A)
--	-----------

に、「一一六の二」を「一一六の四」に、「一一六の三」を

「一一六の五」に、「一一六の四」を「一一六の六」に改め、同表の備考九中「ローマ字」を「英語による表示」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第二十六号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則(昭和四十年山口県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「宅地建物取引主任者登録消除申請書」を「宅地建物取引士登録消除申請書」に改め、同条第二号中「宅地建物取引主任者証返還請求書」を「宅地建物取引士証返還請求書」に改める。

第八条第一項中「法第四条の規定により」を削り、「免許申請書及びその」を「次に掲げる書類及びこれらの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法第四条第一項の免許申請書

二 省令第五条の三第一項の宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書

第八条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条を削る。

別記第一号様式中「宅地建物取引主任者登録消除申請書」を「宅地建物取引士登録消除申請書」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改める。

別記第二号様式中「宅地建物取引主任者証返還請求書」を「宅地建物取引士証返還請求書」に、「宅地建物取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に改める。

宅地建物取引主任者証発行番号	宅地建物取引士証発行番号
宅地建物取引主任者証交付年月日	宅地建物取引士証交付年月日

を  
に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。



### 山口県告示第百十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十七年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域  
光市大字光井字武田四七二〇の一部
- 二 特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物

### 山口県告示第百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十七年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
下松市大字笠戸島字野山一四の三(次の図に示す部分に限る。)、一四の五九
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
公共施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下松市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十七年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

萩市川上字道立山三九一九の三〇、三九一九の三三から三九一九の三六まで、字道玄八ヶ谷三九四一の二、字洗川三九六八の一三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林の所在場所

下関市豊浦町大字室津上字家の上二の三、字峠八、字東五一の一、豊浦町大字小串字前土田ヶ原八三の一（次の図に示す部分に限る。）、八四、八五、一一四の三（次の図に示す部分に限る。）、一二八、一二九、一三二の一、一三二の二、一三二の一、四五一の二、四五三の一（次の図に示す部分に限る。）

山口市阿東徳佐上字沖田一〇六から一〇八まで、一〇三〇の三、一〇三〇の五、一〇三〇の六、一〇三〇の一〇七から一〇三〇の一〇九まで、一〇三〇の一一三、一〇三〇の一三四から一〇三〇の一五〇まで、一〇三〇の一五三から一〇三〇の一五五まで、一〇三〇の一五七から一〇三〇の一六〇まで

萩市大字須佐字金山谷三三三三の一、三三三三の五〇、字鳥越三三五七の一、三三二五八の一、三二五九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市豊浦町大字室津上字家の上二の三・字峠八・字東五一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

山口市阿東徳佐上字沖田一〇三〇の一四〇・一〇三〇の一五三・一〇三〇の一五五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

萩市大字須佐字金山谷三三三三の一・字鳥越三三五七の一・三二五八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成二十三年山口県告示第百十二号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十七年三月十四日限り消滅した。

平成二十七年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

田布施加入区

山口県告示第百二十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六

十七条の十一第二項の規定により、平成二十七年度において県が発注する建設工事等（次の一に掲げるものをいう。以下同じ。）の契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに限る。以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び当該競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十七年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 建設工事等

(一) 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）

(二) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第九条第三号に規定する建設コンサルタントの行う業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）のうち建築に関する工事に係るもの（以下「建築関係建設コンサルタント業務」という。）

二 競争入札参加資格

(一) 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者とする。

1 建設工事にあつては、法第二条第三項に規定する建設業者（以下「建設業者」という。）で、平成二十五年八月一日の直後の事業年度終了の日以降に、法第二十七條の二十三第一項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受け、資格審査申請時までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のものの数値が、次に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ当該種類ごとに定める数値以上であるもの

- (1) 土木一式工事 九百
- (2) 建築一式工事 八百
- (3) 鋼構造物工事 七百五十

2 建築関係建設コンサルタント業務にあつては、建築関係建設コンサルタント業務を営む者（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物に係る建設コンサルタント業務を営む者にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十三條第一項の登録を受けた者に限る。以下「建築関係建設コンサルタント」という。）で、次に掲げる事項を審査して行う資格審

査において、最上位等級に格付される資格を有するもの

(1) 経営規模

ア 資格審査の申請をする日（以下「申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日（以下「審査基準日」という。）以前二年の公共測量等の種類別年間平均実績高

イ 審査基準日の属する事業年度の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額

ウ 申請日における公共測量等に従事する職員の数

(2) 経営状況

ア 基準決算における流動比率

イ 基準決算における自己資本固定比率

ウ 審査基準日以前一年における総資本純利益率

(3) 職員の資格取得状況

(4) 品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

(5) 環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

(6) 環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録の有無

(7) 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十二條第一項に規定する一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）の策定及び届出の有無

(8) やまぐち男女共同参画推進事業者の認証の有無

(9) 会社の合併の有無

(10) その他の事項

申請日までの営業年数

(二) 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日から平成二十九年三月三十一日までとする。ただし、七(二)の申請の手続をした者については、当該申請の結果が通知されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

三 資格審査の申請の時期及び方法

(一) 申請の時期は、随時とする。

(二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（別記第一号様式。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 1 県外に主たる営業所を有する建設業者（以下「県外建設業者」という。）にあつては許可証明書又は許可通知書の写し、建築関係建設コンサルタント（建築士法第二十三条第一項の登録を受けた者に限る。）にあつては登録証明書又は登録通知書の写し
  - 2 県外建設業者及び建築関係建設コンサルタントにあつては、営業所一覧表（別記第二号様式）
  - 3 建築関係建設コンサルタントにあつては、公共測量等経歴書（別記第三号様式）
  - 4 建築関係建設コンサルタントにあつては、技術者経歴書（別記第四号様式）
  - 5 納税証明書（外国人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）
  - 6 個人にあつては、成年被後見人等に該当しない旨の誓約書（別記第五号様式）
  - 7 建設業者にあつては、資格審査申請時までに申請した直近の経営事項審査に係る総合評定値通知書の写し
  - 8 建築関係建設コンサルタントにあつては、審査基準日以前二年の各事業年度の財務諸表
  - 9 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の(4)又は(5)に定める国際標準化機構の認証を取得したものにあっては、当該認証に係る登録証の写し
  - 10 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の(2)の(6)に定める環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録を受けたものにあつては、当該認証及び登録を証する書面の写し
  - 11 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の(7)に定める一般事業主行動計画の策定及び届出を行ったものにあつては、都道府県労働局長に提出した当該届出の写し
  - 12 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の(8)に定めるやまぐち男女共同参画推進事業者の認証を受けた者にあつては、やまぐち男女共同参画推進事業者者認証書の写し
  - 13 暴力団排除に関する誓約書（別記第十三号様式）
  - 14 その他知事が特に必要があると認める書類
- (四) 申請書等の作成に用いる言語等
- 1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。
  - 2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十七年財務省告示第二十七

- 号）に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。
- 四 共同企業体の特例  
建設業者が、知事が別に定めるところにより、共同企業体を結成して競争入札に参加することを希望する場合には、共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別記第七号様式）に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
  - 五 資格審査の結果の通知  
資格審査の結果は、申請者に通知する。
  - 六 審査事項等の変更の届出  
競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届（別記第十号様式）に三の(三)に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて、知事に提出しなければならない。
  - (一) 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日
  - (二) 商号又は名称
  - (三) 代表者の氏名
  - (四) 営業所の名称、所在地又は電話番号
  - (五) 県内の営業所の新設又は廃止
  - (六) 代理人
  - 七 その他
    - (一) 特定調達契約により平成二十七年において調達する特定役務のうち建設工事の種類は法第三条第二項に規定する土木一式工事、建築一式工事及び鋼構造物工事とし、建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの種類は建築関係建設コンサルタント業務とする。
    - (二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、平成二十七年中に平成二十八年度に係る競争入札参加資格についての審査の公示をすることを予定しているので当該公示に基づき申請の手続をとること。
    - (三) この資格審査についての問合せは、山口県土木建築部監理課（電話〇八三一九三三三三六二九）にすること。

別記

第 1号様式 (その 1)  
(建設業者の場合)

受付番号	
------	--

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑪

許可を受けている建設業	国土交通大臣 知事 許可 (一) 第	工事業 許可	号
入札参加を希望する業種	年 月 日	工事業	

貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。  
なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 1号様式 (その 2)

(測量業者、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、測量業者、地質調査業者及び補償関係コンサルタントの場合)

受付番号	
------	--

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑪

登録	を	受	け	て	い	る	事	業
測量業者	第 号	年 月 日	登録	不動産鑑定業者	第 号	年 月 日	登録	
建設コンサルタント	第 号	年 月 日	登録	建築士事務所	第 号	年 月 日	登録	
地質調査業者	第 号	年 月 日	登録	土地家屋調査士	第 号	年 月 日	登録	
補償コンサルタント	第 号	年 月 日	登録					

共 同 測 量  
土木関係建設コンサルタント業務  
建築関係建設コンサルタント業務  
測量業者  
地質調査業者  
補償関係コンサルタント業務

類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



第4号様式 技術者経歴書

(公共測量等の種類)

氏名	生年月日	最終学校		法令による免許等		実務経歴	経験年月数
		学校名	専攻科名	名称	取得年月日		
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月

記入要領

- 1 技術者は、公共測量等の種類ごとに区分し、各区分ごとに別業とすること。
  - 2 「最終学校」欄は、公共測量等に関するもののみについて記入すること(例…○○大学土木工学科)。
  - 3 「法令による免許等」欄は、公共測量等に関し法律又は命令による免許又は技術者若しくは技能の認定を受けた旨を記入すること(例…○○建築士等)。
  - 4 「実務経歴」欄は、最近のものから順次記入し、純粋に公共測量等に従事した職種及び地位を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式

成年被後見人等に該当しない旨の誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所  
氏名

㊟

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



第7号様式 (その3)  
(建設コンサルタント共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

㊦

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 業務の競争入札参加資格  
の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び県から  
確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

記

共同企業体の名称		登録を受けて いる事業	登 録 番 号	登 録 年 月 日
構 成	商号又は名称及び代表者氏名 (代表者)			
員				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第10号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

㊦

下記のとおり競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添  
えて届け出ます。

記

業 者 種 別	1 建設業者	2 建設コンサルタント
変 更 事 項	/ 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日 2 商号又は名称 3 代表者の氏名 4 営業所の名称、所在地又は電話番号 5 県内の営業所の新設又は廃止 6 代理人	
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	

記入要領

「業者種別」欄及び「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第13号様式

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 商号又は名称  
代表者氏名

①

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表1措置基準第16号から第22号までに該当しないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後においては、同基準第16号から第22号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表1措置基準抜粋

- (暴力団排除)
- 16 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。
  - 17 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。
  - 18 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。
  - 19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - 20 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしてしていると認められるとき。
  - 21 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。
  - 22 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

注 申請時においては、第16号から第20号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所（常時、建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者」と、第16号中「有資格業者の経営に事実上参加している者」とあるのは「申請者の経営に事実上参加している者」と、第17号中「使用した」とあるのは「使用している」と、第18号中「使用人」とあるのは「申請者の使用人」と、「与えた」とあるのは「与えている」と、第19号中「締結した」とあるのは「締結している」と、第22号中「した」とあるのは「している」と読み替えるものとする。日本工業規格A列4とする。

山口県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

山口県知事 村岡 副 政

道路の種類 県道  
路 線 名 高井大道停車場線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	旧	新			
防府市大字植松字瓜島一四九の六地 先から 同市 同大字字正村三〇一の三地先 まで	最狭 一三・八	最狭 一六・四	一三・四	一六三・五	道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道  
路 線 名 中ノ関港線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	旧	新			
防府市大字植松字正村三〇一の二地 先から 同市大字佐野字四反村一三三七一の 一 地先まで	最狭 五一・〇	最狭 五一・六	五一・〇	二、〇五五・六	県道高井大道停 車場線の道路の 区域 ダブルウェイ
防府市大字植松字正村三〇一の二地 先から 同市大字大崎字浜田一八一六の一 地先まで	最狭 四一・〇	最狭 四一・二	四一・〇	一、〇八五・二	
防府市大字植松字正村三〇一の二地 先から 同市大字大崎字浜田一八一六の一 地先まで	最狭 四〇・九	最狭 四一・二	四〇・九	一、〇八七・二	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山口県道 高井大道停車場線	防府市大字植松字瓜島二四九の六地先から 同市 同大字字正村三〇一の三地先まで	平成二十七年三月二十九日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山口県道 中ノ関港線	防府市大字植松字正村三〇三の一地先から 同市大字大崎字浜田一八一六の一地先まで	平成二十七年三月二十九日

山口県告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、山口都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 施行者の名称  
山口市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
山口都市計画下水道事業山口市公共下水道事業施行期間
- 三

昭和四十六年十二月二十一日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

山口市桜島一丁目、桜島二丁目、桜島三丁目、桜島四丁目、桜島五丁目、桜島六丁目、折本一丁目、折本二丁目、三の宮一丁目、三の宮二丁目、芝崎町、金古曾町、古熊一丁目、古熊二丁目、古熊三丁目、円政寺町、堂の前町、天花一丁目、天花二丁目、天花三丁目、石観音町、道祖町、大市町、中河原町、中市町、東山一丁目、東山二丁目、米屋町、駅通り一丁目、駅通り二丁目、惣太夫町、木町、香山町、滝町、水の上町、大手町、春日町、亀山町、道場門前一丁目、道場門前二丁目、黄金町、鰐石町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、白石一丁目、白石二丁目、白石三丁目、本町一丁目、本町二丁目、旭通り一丁目、旭通り二丁目、糸米一丁目、糸米二丁目、緑町、中園町、三和町、荻町、宮島町、元町、熊野町、泉都町、松美町、朝倉町、錦町、神田町、楠木町、湯田温泉一丁目、湯田温泉二丁目、湯田温泉三丁目、湯田温泉四丁目、湯田温泉五丁目、湯田温泉六丁目、前町、下市町、今井町、富田原町、赤妻町、泉町、吉敷上東一丁目、吉敷上東二丁目、吉敷上東三丁目、吉敷中東一丁目、吉敷中東二丁目、吉敷中東三丁目、吉敷中東四丁目、吉敷下東一丁目、吉敷下東二丁目、吉敷下東三丁目、吉敷下東四丁目、吉敷佐畑一丁目、吉敷佐畑二丁目、吉敷佐畑三丁目、吉敷佐畑四丁目、吉敷佐畑五丁目、吉敷佐畑六丁目、吉敷赤田一丁目、吉敷赤田二丁目、吉敷赤田三丁目、吉敷赤田四丁目、吉敷赤田五丁目、維新公園一丁目、維新公園二丁目、維新公園三丁目、維新公園四丁目、維新公園五丁目、維新公園六丁目、葵一丁目、葵二丁目、周布町、若宮町、穂積町、幸町、矢原町、宝町、青葉台、平野一丁目、平野二丁目、平野三丁目、緑ヶ丘、江良一丁目、江良二丁目、江良三丁目、七尾台、小郡光が丘、小郡みらい町一丁目、小郡みらい町二丁目、小郡新町一丁目、小郡新町二丁目、小郡新町三丁目、小郡新町四丁目、小郡新町五丁目、小郡新町六丁目、小郡新町七丁目、小郡尾崎町、小郡山手上町、小郡金堀町、小郡円座東町、小郡円座西町、小郡船倉町、小郡御幸町、小郡大江町、小郡高砂町、小郡緑町、小郡黄金町、小郡花園町、小郡平砂町、小郡三軒屋町、小郡栄町、小郡給領町、小郡平成町、小郡維新町、小郡前田町、小郡若草町、大内矢田北二丁目、大内矢田北三丁目、大内矢田北四丁目、大内矢田北五丁目、大内矢田北六丁目、大内矢田南一丁目、大内矢田南二丁目、大内矢田南三丁目、大内矢田南四丁目、大内矢田南五丁目、大内矢田南七丁目、宮野上、宮野下、上宇野令、八幡馬場、野田、大殿大路、円政寺、上野小路、下野小路、後河原、久保小路、諸願小路、新馬場、中河原、銭湯小路、大内御堀、吉敷、中尾、矢原、朝田、平井、吉田、黒川、小郡上郷、小郡下郷、江崎、深溝、嘉川、佐山、秋穂東及び秋穂西

山口県告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、防府都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

防府市

二 都市計画事業の種類及び名称

防府都市計画下水道事業防府市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十四年三月十二日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

防府市本橋町、新橋町、今市町、千日一丁目、千日二丁目、平和町、八王子一丁目、八王子二丁目、戎町一丁目、戎町二丁目、佐波二丁目、寿町、追戸町、宮市町、栄町一丁目、栄町二丁目、天神一丁目、天神二丁目、上天神町、松崎町、東松崎町、南松崎町、緑町一丁目、緑町二丁目、国分寺町、惣社町、美和町、国衙一丁目、国衙二丁目、国衙三丁目、国衙四丁目、国衙五丁目、多々良一丁目、多々良二丁目、駅南町、中央町、車塚町、鋳物師町、桑山一丁目、桑山二丁目、岡村町、お茶屋町、松原町、石が口一丁目、石が口二丁目、石が口三丁目、華浦一丁目、華浦二丁目、三田尻本町、自力町、協和町、三田尻一丁目、三田尻二丁目、三田尻三丁目、東三田尻一丁目、東三田尻二丁目、警固町一丁目、警固町二丁目、勝間一丁目、勝間二丁目、勝間三丁目、鐘紡町、新築地町、開出、高倉一丁目、高倉二丁目、桑南一丁目、桑南二丁目、鞠生町、新田一丁目、泉町、古祖原、開出本町、開出西町、西仁井令一丁目、西仁井令二丁目、中泉町、仁井令町、東仁井令町、清水町、伊佐江町、華城中央一丁目、華城中央二丁目、華園町、敷山町、岩畠一丁目、岩畠二丁目、岩畠三丁目、酢貝、牟礼今宿一丁目、牟礼今宿二丁目、岸津一丁目、岸津二丁目、沖今宿一丁目、沖今宿二丁目、中西、牟礼柳、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘三丁目、自由ヶ丘四丁目、大字新田、大字仁井令、大字浜方、大字田島、大字植松、大字大崎、大字高井、大字牟礼、大字江泊、大字富海、大字下右田、大字西浦及び大字台道



(九一) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十七年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
萩市	平成二十四年四月二十七日から平成二十六年三月十日まで	萩市地籍図 萩市地籍簿	大字椿東及び大井の各一部

二 認証年月日

平成二十七年三月二十七日

(九二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十七年五月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 青い鳥動物愛護会  
代表者の氏名 清水久仁子  
主たる事務所の所在地 防府市富海一三三八番地の二

三 定款に記載された目的  
動物愛護等の事業を行い、人と動物が真に共生できる社会を作るために、動物に限らず人にとっても住みよい社会を目指す福祉活動を行うこと。

(九三) 港湾施設に係る指定管理者の指定

山口県港湾施設管理条例(昭和三十一年山口県条例第十三号。以下「条例」という。)第十五条第一項の規定により、港湾施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十七年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
徳山下松港	洲鼻防波堤A、洲鼻防波堤B、洲鼻防波堤C、洲鼻小船護岸A、洲鼻小船護岸B、洲鼻浮橋、洲鼻物揚場、洲鼻船揚場、洲鼻道路A、洲鼻道路B及び洲鼻野積場	下松市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

下松市 下松市大手町三丁目三番三号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第七条第一項及び第二項の許可(知事が定める港湾施設(以下「指定港湾施設」という。)の使用に係るものに限る。(四及び五)において同じ。)をすること。

(二) 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)を受けること。

(三) 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)を受け受理すること。

(四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。

(五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間

(九四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十七年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字河内字中戸原

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

周南市大神四丁目四番三一〇四号

森重 範一



争議行為の通知

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、サンデン交通労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十七年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事件

(一) 賃金引上げの要求に関する件

(二) 一時金の要求に関する件

(三) 労働条件の改善の要求に関する件

(四) 諸手当の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十七年三月二十七日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

サンデン交通株式会社においてサンデン交通労働組合に所属する組合員が従事する全職場

平成二十七年三月二十七日印刷  
発行

発行人

山口県知事

四 概要  
あらゆる形の争議行為を実施する。